

# 第26回議会運営委員会記録

令和4年8月2日

【開催日】 令和4年8月2日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時38分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係書記	若野 みちる		

【付議事項】

- 1 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますようお願いいたします。）について
- 2 会派人数について見直しのお願について
- 3 視察について
- 4 その他

---

午前10時 開会

---

大井淳一朗委員長 ただいまより、第26回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いたします。まず付議事項1点目、申し入れ

書です。市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう、ということで、この内容について前回の続きをしたいと思います。前回出てきた主な内容は、基本的に、会議の撮影を許可する方向であるけれども、何らかのルールづけが必要ではないかといった意見がありました。それからシャッター音なんですけど、スマホでシャッター音が鳴るのが大体普通でありますので、シャッターが鳴ったらどれぐらい音がするのか、実証実験というわけではないですが、前回の議会運営委員会が終わった後、議場でシャッター音を鳴らしてみました。それも踏まえて、ルールづけのところにも影響すると思いますので、その辺りのことを議論していただかないといけないと思います。この前の続きですが、皆様方で、これについて何らか協議されたのであれば、それをまず報告していただければと思いますが、いかがでしょうか。創政会は、これについていかがですか。

伊場勇委員 もちろん傍聴する前には、氏名等々を書くべきところに、撮影する旨の申出を事務局にする必要があると思っております。その撮影したものを、いつ、どこで、何のために使うのかという使用用途、使用目的についても記載する必要があるかと思っております。それに当たって、議会傍聴規則第7条や委員会傍聴規程第6条についても改定が必要であると思っております。加えて、事務局で使用用途等々を書いた後に、例えば腕章を付けて、議場で撮影したいと申し出た者として、ちゃんと分かるように、議長も見て分かりやすいようにすることが必要かなと思います。また、シャッター音について、先ほど委員長が申し上げましたが、極力配慮して行うということも、どこかに記載したらどうかなと思っております。それと、いろんな撮り方があると思うんですけど、動画も写真も、いろいろちゃんと決めて、でも守らない方がいらっしまった場合については、以降の撮影を許可しない場合もあるというような文言も入れたほうがいいかなと思っております。

大井淳一郎委員長 至誠一心会は、何か協議されたことがあれば。今の続きで

す、どうぞ。

笹木慶之委員 私どもは、前回も言ったかと思いますが、基本的には撮影の目的をきちっと定めて、申出をするということ。それから、申出をした人については、その人の動静がすぐ分かるように、許可を受けましたよと目印になるような腕章のようなものが確認のために要るのではないかと。それから、シャッター音のことですけど、私も前回、あそこに行って確認したんですが、私自身はあんまり気にならなかったんです。ただ、これは皆さんの感じ方の問題だから、それはどうだこうだと言えませんが、私は、そんなに気にならなかったから、会派にはそういった旨の発言をしておきました。会派のメンバーは、確認していないため分からんから、「ああ、そうですか」という程度でした。それから、もちろんルールに違反した場合には、厳重な対応をしていくということで、具体的にはまだここで申し上げられませんが、それはそのように対応したほうがいいんじゃないかと。主にはそういうことです。ただ、許可するという方向性の中で検討していくということには変わりありません。

大井淳一郎委員長 みらい21も、腕章の話は出ていないんですが、何らかの目的等を届け出て、方向性としては許可していくということで一致しております。シャッター音につきましては、これは人それぞれなんですけど、私個人のあるを言えば、確かに静かなところでシャッター音が鳴ると、結構響くということもあるので、先ほど伊場委員が言われたように、シャッター音に配慮するという何らかの明記が必要かなと思っております。これにつきましては、先進地ではないんですが、もしこういった撮影の申入れがあった場合のルールづけの事例があれば、教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 ホームページを探していて、東京都板橋区を見付けました。こちらは、平成31年、そして令和2年に改正しております。改正している内容は、会議の傍聴における撮影及び録音の取扱い

というものでした。その中で、課題はいろいろあったようなんですけど、最終的には許可申請書を作っているようで、現在運用されている変更案として記載されているものは、会議の名前、開会日、撮影・録音の対象と範囲、使用目的、報道については放送予定日、使用機器、例えば、ビデオカメラとかカメラとかを何台使うのか、録音や撮影する者の人数、これは名前も含めてです。その方の住所、社名や団体名、代表者の名前、連絡先等を申請書に記載していただいているというのがありました。本会議については規則、委員会については規程となり、許可するのはそれぞれ議長、委員長になろうかと思うんですけど、許可判断に当たって必要に応じて関係職員と協議を行うことができるというような内規を設けていたようです。議長独断で判断し難い場合もあろうかと思いますので、その場合には、関係職員と協議を行うことができるというような文言も加えて入っております。

宮本政志副委員長 板橋区のものには、罰則規定みたいなのがありましたか。例えばルールに何回か違反したり従わなかったりした場合にとか。

中村議会事務局主査兼議事係長 平成31年、令和2年ともに、遵守事項というのが7項目ありまして、それに違反した場合には、許可取消し、退場を命ずることがある、また取り消された場合は、撮影、録音データの削除をお願いするという文言も入っています。

宮本政志副委員長 先ほど、伊場委員から、創政会のまとめについてあったんですけど、会派の中でも、例えばルール違反をした前提で、1回若しくは数度にわたって違反があった場合に、たしかに傍聴は一つの権利なんですけども、権利に対しての義務が、ルールを守りましょう、遵守しましょうになるんで、その辺りは、ルールを幾度となく破られた方に対して、どうルール決めしたらいいかというのも、やはり議運で議論していかないといけないねというのも会派では出ています。それと先ほど笹木委員が、厳重な対応をここでは申し上げられませんかと言われたんです

けど、ここで申し上げてもらわないと困るんで、至誠一心会としては、  
嚴重な対応というのはどういうことを会派で話されたのか、ちょっとお  
聞きしたいです。

笹木慶之委員 例えば、今お話がありましたように、許可の取消し、あるいは  
退場を命ずるということなんですよ。しかしこれは、板橋区の例とい  
うこともありますし、本市は本市として、この辺りをどのように定めて  
いくかということについては、いろいろ議論した中で定めていくべきで  
あろうということです。一般的にはそういうことです。

大井淳一郎委員長 今、皆さんが言われた内容につきましては、先ほど事務局  
から説明がありました先進地の取決めなんかは、参考に値するところで  
す。場合によっては、許可の取消しとか退席とか、いろいろ、そういつ  
たペナルティーと言うとちょっと語弊がありますが、度重ねてルールに  
反する場合には、そういったものも規定しているということもあります。  
こういったことも参考にしながら、ルールづけをしていかななくてはいけ  
ないと思うんですが、方向性とすれば、皆さんそれでよろしいですか。  
細かい内容につきましては、ちょっとまた事務局と協議して成果物みた  
いのを出して、皆さんにもんでもらおうと思います。それでよろしいで  
すか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。あ  
わせて、シャッター音についても話が出ましたんで、それについても、  
成果物というか案を。

伊場勇委員 内規のことを事務局が調べておっしゃっていましたが、やっ  
ぱりそういった出たものを、ちゃんといいのかどうかって判断するところ  
も内規にしっかり書いて、議長だけじゃなくて、関係各位というのは  
いいことだなと思いました。

大井淳一郎委員長 分かりました。皆様の意見を参考にして、ちょっと、また、  
案みたいのを示して、固めていきたいと思います。それでは付議事項 1

点目については以上とします。次は付議事項 2 点目です。会派人数の見直しをお願いということで、これにつきましては、政党内会派については認めていこうということでは一致しておりますが、政党に定義づけをすべきではないかとか、申し合わせ事項や政務活動費の改正に及ぶというような議論があったかと思えます。政党の定義づけにつきまして、会派人数の見直しについて、皆さん、その後何らかの協議をしたのであれば、意見を言っただければと思えます。何かありますか。特にないですかね。政党の定義づけというのがあったんだけど、あれば。

伊場勇委員 いろいろ調べまして、総務省が示しているものなんですけども、政党とは所属国会議員が 5 名以上、また、前回の衆議院議員総選挙そして前回又は前々回の参議院議員の選挙いずれかの全国を通じた得票率が 2 % 以上のものを政党と示すとありましたので、今、申し合わせ事項に「会派は 3 人以上の議員で」とされているところにも、2 人会派を認めるのであれば、政党に属しというところは、文言として必要ではないのかなと思っと思っています。以上です。

大井淳一郎委員長 伊場委員が言われるのかは、申し合わせ事項 1 2 8 にあるように、会派は、3 人以上の議員で組織し、議長に届け出たものとするとなっていますので、政党については書いていないです。政党の定義は、一般的に今言われたことなんですけど、あえて申し合わせ事項に書き込んでいく必要があるのかなと思っただけなんですけど、それはどうですか。

宮本政志副委員長 伊場委員のことに補足すると、総務省が定めている政党要件に値する政党、つまり自民党とか共産党とか、党から公認を受けたものを、今回うちの議会としては政党内会派という定義づけ、その辺りをその公認と取るのかどう取るのかというところは、掘り下げて決めておかないといけないというのが創政会に出ています。

大井淳一郎委員長 この申し合わせ事項に政党の意義とかじゃなくてというこ

とですね。これについて、前回も少しあったところですが、政党の定義については、伊場委員から説明があったところです。ですから、政党の公認を受けたものになるわけですね。それらの者からなる、つまり無所属議員ではないということなんです、無所属議員でないし、また政党というね、諸派とかではなくて政党の党员というか政党から公認を受けているということが前提であろうかと思いますが。そうした者たちから成る会派が政党内に、それらについては2人以上から認めるよということですね。そういった理解でよろしいかと思うんですが、笹木委員、これについて、特に異論がなければと思うんですが、どうですか。

笹木慶之委員 前回申し上げたとおりで、それ以上のことはありません。2人という定義は。

大井淳一郎委員長 ですので、方向性とすれば皆さん一致するところです。事務局で、改正が必要なのは申し合わせ事項128だと思うんですが、そのほかに政務活動費の規則のところであったと思うんですが、何か直さなきゃいけない、政党内を認める上で改正の必要があることをいま一度確認したいと思います。申し合わせ事項128以外に何かあれば、お願いしたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 前回も出たかと思うんですけど、政務活動費の交付に関する条例に会派の文言があります。うちの条例は、人数のことが結構詳しく書いてあるので、もうこれも前回お話したかもしれませんけれど、申し合わせ事項に今の細かい案件を載せて、条例のほうを削るのか。条例で厳しくというか詳しく書いて、申し合わせ事項をもうちょっと簡素な表現にするのか。いろいろ考え方はあろうかと思いますが。他市とか他県をたくさん探してみたんですけども、条例に政党のところまで詳しく書いてるのが滋賀県ぐらいしか見当たらず、ほかは、ほとんどがもう簡素です。会派の要件みたいな書きぶりが、条例上にはほとんどないです。なので、これは皆さんが議論して決めていた



だければと思うんですけど、そこが変えるべきところなのかなと思います。

大井淳一郎委員長 今、説明がありましたのは、便覧の126ページにあります山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例ということですよ。それじゃないんですか。便覧126ページにあります山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第2条で「会派」と書いてありますが、ここでは、3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものを言うということで、申し合わせ事項と同じですよ。

中村議会事務局主査兼議事係長 ほぼ一緒です。全くそのとおり引用ではないです。若干違いますが、ほぼ一緒です。

大井淳一郎委員長 ほぼ一緒、失礼しました。全く一緒ではないということですよ。ほぼ一緒ということですよ。ここをちょっと改正する必要があるということもあるんですが、他の市町では、定義づけしていないということですか。ちょっとそこも教えてください。

中村議会事務局主査兼議事係長 結論としてはおっしゃるとおりです。例えば文言として、1人会派を認めているところもあるんですけど、会派と記載して、括弧書きで議員1人以上うんぬん又は議員という表現だけというところもあります。滋賀県は、逆にその会派の定義づけが詳しく書いてあって、はしよりますけど、政務活動費はうんぬん、滋賀県議会の会派（2人以上の議員により構成されるものをいい、政治資金規正法第3条第2項に規定する政党に属所属する議員1人により構成され、かつ、当該政党の名称を呼称として用い、又は表示するものを含む）というように、会派の要件をこの中に詳しく入れているところもあります。でもこれは、他市議会や県議会では、そんなに見当たりませんでした。

宮本政志副委員長 もしデータがあったらお聞きしたいのが、会派要件が2名

以上の場合は、議運の出席も並行したもんですか、それとも議運は少し人数の制限が大きくなってというのがあったんですか。もし分かれば。一緒かな、やっぱり。

中村議会事務局主査兼議事係長 滋賀県議会の議会運営委員会については、探しておりませんので、会派の要件がどのようになっているか、議会運営委員会の出席がどのようになっているかは、分かりません。ただ、うちは、前回までにもう一旦結論が出たんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 議運の要件については、従来どおりということは、前回、確認しています。そうですね、これはちょっと別の議論として先に決めました。だから、決めなきゃいけないのは、申し合わせ事項は直すんだけど、交付に関する条例も直す上で、同じように書くのかということですね。（発言する者あり）という見方もできますよね。ただ、政党会派というのは、会派なのか。その辺の文言だよ。そこの整理が必要ではないかと思います。

伊場勇委員 なので、第2条の会派のところ、括弧の後の説明については、会派の説明って、申し合わせ事項に成立要件を書いてあり、それを変更すればいいと思うんです。より丁寧に書こうと思ったら、その部分をここに括弧で入れるべきだと思いますけれど、特に必要ないんであれば、うちは入れなくてもいいのかなと思います。

大井淳一郎委員長 だから、条例と申し合わせ事項の位置づけを考えた場合に、どっちを詳しく書くほうがいいのかということなんですが、スタンダードなのは、条例のほうが一般的には上なんですけれども、ただ、滋賀県以外は、そうではないね。申し合わせ事項のほうに書いてあるよね。ちょっとその意味が僕も分からないところもあるんです。申し合わせ事項って、別に法律でも規則でも条例でもなく、内規みたいなもんでしょ。だから、規程にすべきやないかという要望書が出るぐらいなんです。

宮本政志副委員長 今、委員長が言われたこと非常に重要だと思うんですね。全国的には滋賀県が条例のほうに詳しく記載してあり、あとは大体申し合わせ事項でとなっている。なぜかというところは、今はよく分かんないんで、その辺りをしっかり理解した上で、本市がどうするかを決めないと、本質を分からずによそがこうやったけえっていうのはあれなんで、その点は委員長が言われた懸念と同じです。決められんと思うんです。

大井淳一郎委員長 ちょっとここで暫時休憩したいと思います。

---

午前 10 時 23 分 休憩

---

---

午前 10 時 37 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。先ほど、会派の位置づけについて、条例ではあまり詳しく書いていないのが大半であるということでした、うちでは会派の定義が書いてあると。今後、政党会派を認める上で、申し合わせ事項や条例を変えていく必要があるんですが、今は条例に会派の定義づけが少し書いてある状況です。それで地方自治法における会派の位置づけも連動して、なぜ、多くの市町では、会派の位置づけについて、政務活動費の交付条例等であまり書かれていないのかというのが、明確な理由はなかなかないかもしれませんが、分かる範囲で答えていただければと思います。いかがでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 地方自治法第 100 条第 14 項、お手元に便覧があれば 32 ページになります。一応読み上げます。「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費

を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」  
となっています。つまり、交付の対象、額、方法、充てる経費の範囲は、  
条例で定めるとなっており、会派については、ここの条文を見る限りは、  
条例で定めるようになっておりませんので、本市のように記載されても、  
他市議会のように記載において会派の成立要件がなくても、問題ないと  
解釈できようかと思えます。

大井淳一郎委員長 今、報告がございましたが、今後、政務活動費の交付に関  
する条例を改正する上で、会派の定義づけが括弧書きで書いてありますが  
が、これを削っても別段支障がないのではないかといった内容だったと  
思います。その方向で改正していくことを確認したいと思うんですが、  
皆さんこれについていかがですか。

伊場勇委員 委員長がおっしゃったとおり、本市議会では定めるべきところ  
ちゃんと定めて、政務活動費の交付に関する条例については、丁寧な書  
き方かもしれませんけれど、ここでは別に書かなくてもいいんじゃない  
でしょうか。（発言する者あり）はい、そう思います。

大井淳一郎委員長 伊場委員の言われるように、条例はそのようにして、申し  
合わせ事項128にある会派の成立要件のところ、政党会派の位置づ  
けも明確にするといった改正をすることで、政党会派を正式に認めてい  
くということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）根拠づけがで  
きたと思いますので、今後、また詰めていきたいと思えます。それでは、  
付議事項の2点目は以上とします。付議事項の3点目、視察についてで  
す。前回の議会運営委員会の中で、議長のほうから、今、コロナ禍では  
ありますが、視察の希望が無所属議員も含めてある状況です。視察に行  
く場合もありますし、視察の受入れ、うちは結構視察の受入れがあった  
議会なんです、受入れを中止しているという状況です。この視察の取  
扱い、方向性について議論していただきたいということで議長からあり  
ました。これについて、皆さん持ち帰っていただいたと思えますので、

それぞれのお考えを聞かせていただければと思います。創政会は、視察についてはいかがですか。

森山喜久委員 議会としての視察受入れについては、第7波の状況を見て判断するべきと。判断する指標を決めないと、なかなか分からないかなと思うんで、第7波の状況見て判断ということで議論になりました。ただ、全体が終わった後に確認したいんですけど、今期改選後、議員の中で、もう視察に行かれたかどうか、政務活動費を使っただけの視察があったのかどうかを教えてくださいませんか。うちの会派では、まだありません。今の状況を教えてくださいませんか。

島津議会事務局次長 この2年間は、会派での視察は行っておりません。ただ、研修等には参加していらっしゃるようです。

大井淳一郎委員長 そうですね、最近、無所属議員が研修に行かれておりますので、政務活動費は使っている。今年度の話ですけどね。

森山喜久委員 それは、いつどこで誰が行かれたのか、教えてくださいませんか。

島津議会事務局次長 昨年度までのものについては、政務活動費の収支報告書等に、どちらにどういった研修に行かれたという結果が出ております。今年度について、今聞いているところでは、最近2人ほど研修に行かれたようです。

宮本政志副委員長 どの議員が、どこにいつ行ったかを聞きよんやけど、それは答えられんの。

島津議会事務局次長 報告書を頂いているわけではないので、正確なことをお答えするのは難しいかなと思います。

大井淳一郎委員長 今年度末に出てくるよね、報告書が。それには出てくるけど、私もSNS上で見ただけの話なんで……（発言する者あり）うん、ポケットマネーで行った可能性もありますし。これは何とも言えません。

宮本政志副委員長 要は視察といったものに関してどうしましょうかというときに、当然政務活動費を使って視察に行きますと。会派で話が出たのが、例えばコロナが全国的にすごく増えている状況で、わざわざ行くのであれば、コロナが広がっているときでも、どうしても行かざるを得ない目的や理由がある、あるいは、もしやらせるのであればやらすとか、そういったことが会派で出たんです。つまり、議員個人の、議員の考え方、会派の考え方に任せましょうとした場合の前提が、なぜ今、行かなくてもいいときに行ったのかということになったらいけんから、詳しいことをお聞きしたいなと思ったの。今、答えられませんということで、その辺りの情報が欲しいというのが会派で出たから、森山委員がその辺を言ったんですよ。でないと、会派でもルールづけの件も出ましたし、あるいはもう議員に任そうという話も出たんですけど、その辺り、非常に深く議論していかと、ただ、議員に任せましょうでは問題があるねということなんですよ。

大井淳一郎委員長 取りあえず、ほかの会派も聞きましょう、至誠一心会はどうですか、視察について。

笹木慶之委員 議題となった7月14日の時点と現状では違うんですよね。最初的时候には、多少緩やかなことも考えてみる必要があるのかなというところに入ったんだけど、最近の本市のコロナの感染状況を見ますと、やはりまだ時期早尚なんじゃないかなと。受け入れるほうも問題があるし、それから、行くことについても、やはり他市の状況がどうなっているかよく分からないし、いわんや、特に定例会の前に、もし議員がコロナにかかったら、議会が機能しなくなるということも考えなくちゃなら

ない。そうすると、今、これについて、緩やかな方向性を結論づけていくというのは、ちょっと時期早々じゃないかなということです。ただ、国の政策を見てみると、あくまで自己責任ということで、一応、旅行といますかね、市外に移動するところも、そんなに制約が掛かっているわけじゃないわけで、自己責任でやりなさいとなっています。しかし、我々の置かれている立場を考えたならば、現状のままで取りあえずは当面はいくべきじゃないかなと。それが今朝の状態です。

大井淳一郎委員長　うちの会派も、今のコロナの深刻な状況の中で、県外等に行くことはちょっと厳しいのではないかなということがあります。ただ、議運の中で、視察に行くなとか、行っていいよって、取決めができるのかなというところが意見としてありましたので、今、皆さんの意見を聞いたんですけれども、今後、議運として視察の方向性、自粛を決定できるのかどうかということも含めて、ちょっと話をしないといけない。あるいは県内や市内であったらどうなのかということも、やるのであれば協議したほうがいいのかなどは思います。まず、場所は置いて、会派からそれぞれ意見が出ましたが、議運の中で、視察について、無所属も含めて自粛を求めることができるの——自粛と言うと、また一般質問を自粛みたいな話になってくるんですが。

笹木慶之委員　だから、今言いましたように、現状と申し上げました。現在の状況ですね。現状を当面維持していくべきではないかというところです。改めて決めるというんじゃないに、ということです。

大井淳一郎委員長　ただね、現状というか、僕らで決めていないんですよ、議運の中で。ですから、現状というのは、お互いが……どうぞ。

笹木慶之委員　議運の中で、そのことについては決めていないけれども、自粛していこうという方向性は、皆さんで確認しよるじゃないですか。

大井淳一郎委員長 いえ、それができていないんですよ、議運の中でね、それぞれ会派の中で内々で、取決めというか、ちょっと今はあれよねっていう話はしとるかもしれませんが、議運の中では公式にやっていないんですよ、視察について。ですから、議長から、視察の方向性について議論してくれと前回あったんです。

笹木慶之委員 それであるならば、現状をしばらく維持するというので、当面は、ということになります、我々の会派は。

大井淳一郎委員長 それは会派の意見なんですけど、これを議運の中で、要は私たち会派に所属している者だけじゃないんですよ。無所属議員も、今、何人か研修に行ったちゅう話も出ていますので、その人たちに対することも含めて、私たちが何か言えるのかということもあるので、ちょっとそこも議論しとかにゃいけんかなと思って、今日、多分話が出ると思うんです。

宮本政志副委員長 うちの会派も、今、委員長が言われたこと出たんですよ。つまり、自粛という前提で各会派あるいは各議員の判断にお任せするんだけど、でも自粛の方向で行きましょうということも出ているんです。もう一つは、先ほど事務局に、今までこの最近行った議員はと聞いたのはね、例えば、それがいつで、もう既にコロナがばっと増えているときに、行ったと。それが、時期をずらせばよかったのに、行ったというのであれば、自粛の方向を示したって、そういうのを無視して行くということがあったときに、先ほど笹木委員も言われた、もしね、大半の議員が感染してしまって、議会に出席できないということで停滞させちゃいかん。そうすると、今度はルールとして、例えば今この第7波の状況を見て判断、具体的にどういう状況を判断材料にしたらいいか、例えば病床使用率なのか、あるいはどうなのかっていうところも会派では出たんですね。



大井淳一郎委員長　うちの会派は、そこまで深く議論していないんですが、ただ県外はちょっと今の時期には行けないよねって話しています。ただ、ほかの会派に、おまえら行くなって言えるかっていうと、そこまで言えないよねっていうことで、それはもう各々の議員の判断じゃないかっていうところなので、若干創政会とは差があるのかなとは思っていますけど、これはあくまでもそれぞれの会派の意見なんです。

笹木慶之委員　私たちのところは、冒頭から言っておりますように、現状ということですね。だから現状のルールをそのまま受け継いでいきたい、しばらくはね。それ以上の議論はしておりません。やはり自粛という、原則的には、状況は議員の皆さんは分かるわけやから、やっぱり今行くべきではないという判断が当然、動いてくるだろうし、それからどうしても行かなくちゃならんというときがあれば、自己責任で行くであろう。だから、それは他の会派がどうだこうだといって、それを止めることのできるんじゃないか。それが今までどおりの考え方ということです。

宮本政志副委員長　至誠一新会の言う現状のルールって、もう少し具体的に言ってもらえませんか。現状のルールは具体的にこうだから、今のこの状況のままでいいんじゃないかっていうのをもう少し詳しく言うてもらわんと。現状のルールがよう分からん。

笹木慶之委員　現下の状況からして、視察に行くことも受けることも、やはり控えるべきであるという判断の下に、それぞれの会派が動いていると思います。だから、それを超えて動くには、もちろん会派の判断、自己判断を伴うかもしれませんが、しかしそれを超えても、私どもの会派は、自粛の幅を広げてどうこうということは考えていないということです。  
（発言する者あり）会派の意見を言っているんでしょ。手を挙げてくださいよ。

大井淳一郎委員長　笹木委員、前提で確認したいのは、現状のルールっておっ

しゃったけど、まだ議会、議運の公式のところではルールを決めていないんですよ。決めてないけえ、議長が前回言われた。笹木委員が言われたのは会派の意見ですね、それは当然会派の意見なんで。別にどうこうというつもり……（「だから、皆さんで決めたらいいじゃない」と呼ぶ者あり）今から、現状のルールというのはないので、今からここで視察について決めましょうと。笹木委員が言われたのは会派の意見なんで、それはもちろん、それはそれで尊重すると。それを踏まえて議論しましょうということですよ。

笹木慶之委員 説明しているときに、手を挙げないで私語はやめてほしいと思います。笑うことも失礼ですよ。（「広報でもよくべらべらたっけりよる。よう言うでよ、本当」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 今は控えるっていうところで、そのタイミングが、その都度の判断になっていると思うんですよ。特別委員会でも、山口市や隣の宇部市に行こうとしたときもあったけれど、受け入れてなかったり、あのときは良かったのに、2週間後は駄目になっちゃったとか、その控えるタイミングとか、受ける側もタイミングがしっかり合わなかったら行けなかったりするんですよ。控えるというところも、なかなか今すぐ言い切れないところもあるのかなど。現状で言えば、ちょっと控えたほうがいいのかなと思うんですけど、ただ少し落ちついたりとか、これが2か月前だったら行けたりとかですね。そりゃ、2か月前に結構予約しますよね、いろんなことって。その辺はちょっと結構流動的になると思うんですよ。なので、ルールとしては、そんなに決めていないのが実情じゃないかなあと思うんです。その都度判断する的事になっているんじゃないんですかね。そこで、議運で、例えば自肅というか方向性を決めたら、それをまた変えなきゃいけないことになってしまうんじゃないのかなというところをちょっと思ったりします。創政会としては、自肅すべきかルール決めすべきかという話なので、どちらかでいいと思うんですけども、その辺もちょっとなかなか先のことなんで読めないところ

も結構あるんですけど、そこは、できるだけ議運の中で話すべきと思いますね。そうしないと、周りの議員の方々が困るでしょう、判断が。議会としてどうするのかも、議運できちんと決めるべきかなと思うんです。議会として、受入れしていないじゃないですか。受入れしない理由って、僕らが行っていないからしていないってところが一番大きいんじゃないのかなと思うんですよ。行けてないから受け入れない。

高松秀樹議長 視察について議運に諮問した理由というのが、まず皆さんの議論を聞いて、視察というのは、会派ももちろんですし、個人議員も視察に行きます。さらに、委員会も視察します。その視察の上で、政務活動費という公費を使っていくのか、それとも私費を使っていくのかというのは、これまた違う話だと思っています。また、山陽小野田市議会が、今、受入れをどうするのかというのも、視察の中の議論です。今の段階で、ほかの市議会から、視察の受入れを再開しましたというのが、情報としてもうちらほらと来ているんですよ。そういうところを包括的に考えて、今後大きくりの視察ということはどうしていくのかっていうのを議運中で決定していただいたほうがいいと思います。でないと、会派に入っている議員も入っていない議員も、今後どうすればいいのかというのが分かりにくいのではないかなと思っています。先ほど、もう既にいろいろ研修に行かれた議員もいらっしゃるってことですが、政務活動費で行ったのか私費で行ったのかは別にしても、方向性を出していないから、なかなか彼らも困ったんじゃないかなって気がしておりますので、その方向性を議運の中で出していただければと。もちろんこれは禁止なんかできませんので、そこを考えながら方向性を出していただければと思っています。

大井淳一郎委員長 議長から指南がありました。まず、行くほうの話をしましょうね。これについて、伊場委員の言われるように、議運の中で、無所属議員が、今後どうするかという指針にもなりますので、これについて、いかがですか。

高松秀樹議長 補足ですが、議長として、公務で全国に出掛けております。既に、最近の動向を事務局、局長でもいいですけど、議長の出張動向を分かる範囲で教えてもらえればと思います。

河口議会事務局長 議長の出張状況ですが、全国市議会議長会、山口県市議会議長会、それから石油基地の議長会の関係がありましたし、先日もオートの議長会の関係も出席しております。当然そこでは、感染防止の対策をしっかりとる中で、対応していったという内容です。

宮本政志副委員長 今の局長の説明で一つ分かるのが、議長の場合は、ある程度日程も決まって、出席するかその日に行かないかっていうことが前提ですよね。視察っていうのは、逆に、議員で選ぼうと思えば日にちを選べますよね。決まった日が幾つかあった中で選択ってことですよ。だから、ある程度自由度がありますよね、その日程を決められる。だから、その辺りをやるのであれば、創政会の中でもちょっと出たのは、当然禁止できないけれども、行くなら行くで、帰ってきたらPCRの検査を受けて、大丈夫ですよということをきちっとしようよということも少し出ました。だから、自粛の前提でそういうルールを作るか、もうルールを作らずに、あくまでも自粛にするかっていうところの方向性で行くしかないんじゃないかなと思いますけれどね、委員長。

高松秀樹議長 今ね、事務局に説明してもらった理由は、結論的には、議長は公務で行っておるんですが、それは相手先がおって、相手先が議長会であつたりほかの市議会であつたりするんですが、そちらから、コロナのために中止や延期との通知がないということで行っております。プラス、今、国の動向も皆さん御存じのとおり、今の状況では行動制限が掛かっていないという状況下を踏まえて、我が市議会をどうするかということを決めてもらいたいということです。視察をやめなさいという話じゃなくて、そこをもう少し深く考えて決めてほしいということです。

伊場勇委員 決め方としては、議長がおっしゃった行動制限が掛かっていないので、議会として行動制限を掛けるわけにいかないと思うんですけれども、なので、行動制限を掛けるものではないが、の後に続く文言で、自粛を促すというか、注意喚起をするというか、そういう形になるのかなと思っています。

宮本政志副委員長 創政会はその方向の二つ出したんですよ、あくまで。ただ、自粛というのが前提に来ると、もし行った場合にね、一応自粛と決まっとなつたのに行つとるよねってなって、行ったのが何か少し悪いような雰囲気にも取られてしまう。自粛は自粛って受け止めたら、厳密に言ったら行かんほうがいいだろうというような形だから、もう自粛すら撤廃して、だから議論はいろいろ行きますよね。自粛と何かルール、それからもう自粛とかなしに、どうぞ、もう各会派、議員の判断で行ってくれと。それのみ、あるいは自由で行く代わりに、ある程度PCR検査とか多少のルール決めするか。その辺りで集約して行って決めんとあれでしょうね。特に、無所属議員は困るでしょうね。

大井淳一郎委員長 行動制限が掛かっていない状況で、自粛を促すことができるのかなと思うんですよね。まん延防止措置が取られているのであれば、それが出ているにもかかわらず福岡に行ったとか東京行ったとなれば言えるんだけど、今は行動制限が掛かっていない。もちろん感染対策とかそういうのは当然ですよ。それはあれなんだけど、PCR検査の義務づけはしていないよね。だから、どうなんだろうなあ。これについてそこまで制限を掛けられるだろうかというのがあるんですよ。うちの会派で出たのは、だから、ほかの会派にはいいとして、僕らが県外には自主的に行かないというのはあるけど、ほかの会派に拘束は掛けられないよねという話になっているんですよね。感染対策は、どうですかね、視察に行くほうですが。また、県内ならいいのか、市内ならいいのかとかもあると思うんですよ。うちも会派も、市内の状況を見るために、もちろん

感染防止措置はするけど、その範囲では動く予定ではありますからね。県外はやめようという話なんですけどね。そこもちょっと、ある程度、決めておかないといけないですね。

宮本政志副委員長　そうすると、今のまん防とかね、行動制限が政府や都道府県で正式に出た場合は、これは確かに駄目なんですけど、逆にそういったことがなければ、自粛とかせずにね、各会派、各議員の判断に任せると。ただし、もうこれは常識的に、コロナ対策は徹底的にやっていくってのは、これはもう全国的な常識なんで、それはもう、あくまでも前提ですから、そういう方向で別にルールを決めるわけでもなく、だからPCRとかうんぬんを決めるわけでもなく、今、国も都道府県も行動制限していないわけですから、会派みらい21の考え方に沿っていくべきかと思うんですけどね。

伊場勇委員　なので、注意喚起文みたいなものを少しちょっと作りませんか。抗原検査とかPCR検査を公的に使用して、ちゃんと対策をしてとか、何かそういった文書を。そういうところを議運として決定しましたと。本格的な細かいルールにはなりませんけど、それはちょっと出してもいいんじゃないですかね。

大井淳一郎委員長　そうですね、注意喚起を促すということですよ、今の状況で。視察に行かれる場合は気を付けていただきたいということですよ。そういった文書を出すことは可能、議長名で出せるかどうかちょっと分かりませんので、そこはまた話をししないといけないんですけど、議会として議員全員に投げかけるということですよ。手法については、ちょっと委ねていただきたいんですけど、何らかの注意喚起はしたいと。皆さんいかがですか、そういう形で。今はそうですね、まん延防止が出たらやめてくれと言えらると思うんですけどね。分かりました。行くほうは、そういう形で行きましょう。笹木委員、どうですか、今の話を聞いて。

笹木慶之委員 注意喚起はいいんですが、誰の名前で出すの。誰の名前で出すんですか。

大井淳一郎委員長 ちょっとそれがね、うん。議運で決めるってことかな。議運決定なのかな。どうなんだろう。議運決定ということで、私たちの名前で出すということが出来ますか。そういうことができますか。(発言する者あり) ちょっとおかしいか。(発言する者あり) ということで、そうなると思長名だよ。議長、注意喚起の文書を出すことについて、よろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり) 議長から諮問を受けたということで、議長にお返しして、視察の行く方向については注意喚起をしていくということで、文書を出したいと思います。

笹木慶之委員 それが決まれば、それでいいと思います。

大井淳一郎委員長 よろしくお願いします。

伊場勇委員 それでいいと思います。

大井淳一郎委員長 それでは、今度は受けるほうですね、受けるほうなんですけれども、今、中止している状況ですかね。受入れは中止しているということで、ホームページで何か見たことがあるけど。

島津議会事務局次長 受入れは当面の間、中止しております。

大井淳一郎委員長 今度は逆なんですよね。だから、今、うちもランキングが大分下がってきているので、受入れがあんまりないかなと思いつつも、ゼロではないんでね。だから、あったときに、今までのように断れるか。ここも決めてほしいと議長からありましたんで、どうですかね、受入れのほうです。受入れは、そうだな、これについてはうちの会派はそこま

ではっきり議論していないな、受けるほうまでは。ただ、行くほうのことから言えば、行動制限をこちらは掛けないのに、向こうの行動制限を掛けるのはできないっていう方向になるね。受入れせざるを得ないということですよ。もちろん感染防止対策をちゃんとするのは前提ですけどね。

宮本政志副委員長 全国的にもし何かあったときの、本市の方向性が分かりますか。

島津議会事務局次長 市は行動制限がないことから、いろいろなことはもう受入れたり、こちらから行ったりしているようです。

大井淳一郎委員長 ちょっと暫時休憩します。

---

午前 11 時 11 分 休憩

---

---

午前 11 時 18 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、再開します。視察の方向性です。行くほうについては注意喚起の文書を出すということで、受けるほうなんです、これについて、皆さんからあれば。

伊場勇委員 行動制限が掛かっていないことも踏まえて、こちらから行くほうは、しっかり注意をしながらいくということなんで、受けるほうもそれなりのしっかりとした対応をしながら受けるという方向性で行ったらどうかと思っております。事務局の対応は大丈夫ですか。

島津議会事務局次長 ホームページ上で受入れを再開ということで受け入れますということは大丈夫かと思えます。ただし今、何分、コロナの患者も増えておりますので、場合によってはお断りすることがあるというよう



な注意書きも入れた上でやってみてはどうでしょうか。

大井淳一郎委員長　そうですね、はい、そのような運用でよろしいかなと思います。笹木委員もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、うちもそれで、受け入れるほうは、行動制限が掛かっていないんだから、受入れを再開するという方向になろうかと思います。これも同じことで、まん延防止措置などで行動制限が掛かれば、受入れはちょっと控えるということになるかと思います。視察の方向性が出たところで、付議事項の3点目については、以上とします。それでは、付議事項4点目その他ですが、飲み物についてです。これも前回議論がありました。9月議会が始まりますので、そのことも踏まえて、決められることは決めていきたいと思います。これについてその後の皆さん協議状況を教えていただければと思います。

森山喜久委員　飲み物については、なるべく森響水を使って、水で、体調管理を目的として、持込みをしたらいいかと。議員サイドだけではなくて、執行部についても飲み物を許可すると。ただ、傍聴については、出入りが自由なんで、飲み物はないということで意見がまとまっています。森響水は紙コップを使ってはどうだろうかという話もあったんですけど、その辺はちょっとまた事務局の意見もあると思います。

大井淳一郎委員長　至誠一心会はいかがですか。ちょっと待って。

島津議会事務局次長　すみません。今、森響水を限定されて言われましたけども、今うちが使っているのが水道局で使用しなくなったものを頂いております。ちょっと数が、毎回足りるかどうかという問題がありますので、指定されるとちょっと困るかなと思います。

森山喜久委員　あくまで、なるべく森響水、基本は水ということで会派の中では話したということで理解してください。

大井淳一郎委員長 笹木委員から、このことについて。

笹木慶之委員 私は提案した側でありますので、あまり細かいことを言うつもりありませんが、基本的には、もともと水道局の例のあれをということでしたが、今、そういうことになれば、少し幅を広げんにゃいけないかなと思います。あとは、水を飲むときの議場でのマナーは十分検討いただいて、これをあまりにもしゃくし定規に決めることも無理かと思うんで、やっぱり上手にしてほしい。ただ、持って入ってもいいですよという決まりだと思うんですよね。だから、そういった中で、適当な時間を見て、あんまりみっともないことにならんような形で補水、給水してもらいたいということです。それ以上のことは、特に議論しておりません。

伊場勇委員 これは申し合わせ事項に書くようになるんですか。水の持込みについて。会派の中では、マイボトルがいいんじゃないかと出て、マイボトルって水筒ですけど、そうすると、中身が水かどうかよく分からないんで、いちいち確認するんかとなる。いろいろあるので、議論して、分かりやすい透明のペットボトルがいいんじゃないかと決めたんです。それをどこに載せるのかを、ちょっとお聞きしたかったんです。

大井淳一郎委員長 どうですかね。これは傍聴規則とかではないので、申し合わせ事項に付記するのかな。書く必要があるのかというのもあるんですが、どうですかね。ああ、そうか、水については、県内で一つだけオーケーがあったよね。萩市があったかな。それにもよりますね。ちょっと分かりますか。水筒とかはちょっと難しいと思うんですよね。うちの会派なんですけども、取っかかりとして、森響水が望ましいということですが、事務局の話を見ると、森響水には限りがありますんで、そうなれば蓋付きのペットボトルの水ということになりますよね。例えば、資格試験やっても、この時期は暑いじゃないですか。そのときに、飲料水の持込みはオーケーだったんですけど、そのときに蓋付きペットボトル

という限定はしています。もちろん水には限らないですけどね。だから、図書館でも蓋付きペットボトルは持ち込んでいいんですよ、今ね。だからもう、今まで禁止されていたことが、今コロナ禍ということもあって結構緩和されてきています。だから、蓋付きペットボトルの水ということで始めてもいいんじゃないかというのがうちの会派の考え方になると思います。ただ、コップはなかったね。それも含めて。あと、うちの会派で出たのは、もちろんこれはオーケーということで、全員が強制的に持ち込むという意味ではなくて、持ち込みたい人は持ち込んでいいですよ。そういう意味ですよ。30分ぐらいで休憩するじゃないですか。そのときに飲みに行けるんで、持ち込まない人は持ち込まないという、自主性ですね。

伊場勇委員 健康上、急に乾いてむせるときがあるじゃないですか。そのときにないといけないときがあるので、持っているのはいいけれど、飲むか飲まないかは個人の判断ということですよ。

宮本政志副委員長 この流れでいくと、3会派とも、いいですよということですが、さっき森山委員が提案された、執行部のほうはどうするか。さっき、うちの会派は、執行部は全員いいじゃないかと。最初は、市長のみ、あるいは市長と副市長のみという話が出たんですけど、結論はうちの創政会は、議会側がいいなら、執行部全員いいんじゃないですかということでした。

大井淳一朗委員長 議会で、まず方向性を出して、議会ではこうなりましたということを執行部に伝えて、執行部がどうされるかは判断を委ねてもいいんじゃないですかね。執行部に「こうなさい」と言うのもあれなので、「うちはこちらですよ。どうですか」と伝え、「いや、うちがいいです」と言う場合もあるし、「同じようにしましょう」ということで、それでどうですか、執行部については。

笹木慶之委員 今、委員長が言われるとおりでと思います。こっちで決めつけられんからね、議員はこうしますよ。だから、執行部については、どうされますかということで、いいんじゃないですかね。

大井淳一郎委員長 議場内のことなので議会で決めることなんですけども、ただ、議会でこう決めましたということで、執行部が、「いや、うちは飲まない」というのであれば、議会が決めたけど、それはあくまでも持ち込んでも持ち込まなくてもいいということだから、職員の中で持ち込む人もおれば、持ち込まないという人もおるんで、だから議員と一緒にかなと思って……（発言する者あり）ちょっと、あれかな。

宮本政志副委員長 今みらい21と至誠一心会の方向だと、もう執行部任せですよ。ということは、議場の中で、例えば執行部が持ってきた水筒でコーヒーを飲もうと、別に議会に合わすは必要ない、どうぞということでいいのかということなんですよね。

大井淳一郎委員長 それはいいですね。だから、こうしましょうか、議場内のことなので、議場で今後はこのような運用をしていきますということをお伝えしましょうか。それで、執行部がそれを受けて、持ち込む人もおれば持ち込まない人もおるとのことですね。伝え方をそのように変えましょうか。それでよろしいですね。では、そのようなことでいいですか。事務局、いいですか。今ちょっと僕らはそう言ったけど、別におかしいことを言っているわけじゃないよね。大丈夫ですよ。萩市の運用、根拠づけですよ。申し合わせ事項にするのか、何か規則みたいなのを作ったのか。ちょっとそこを参考に。申し合わせ事項に付記できるならば、どういうものを付記するのか。申し合わせ事項とかがなくても別にできるのであれば、それはそれでいいし、ちょっと調査しておいてください、そこら辺りは。あくまでも根拠なんでね、分かりますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 防府市は多分明記されたものがあると思いま

すが、それ以外は、恐らく明記されたものはなく、議会運営委員会で決まった等ではないかなと思われま。一番直近で、萩市議会が議運決定されたと把握していますが、明文化まではちょっと把握していません。

大井淳一郎委員長 いずれも申し合わせ事項にない駄目というわけではないということですね。ただ、ちょっと根拠づけをやるに越したことがないのであればやるし、なんですけれども、どうするかは置いておいて、うちの議会とすれば、今後、蓋付きペットボトルの水を、森響水がベースになるかと思いますが、持込みはオーケーということにしましょう。これを決めたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、その他のその他なんですが、皆さんのほうで何かありますか。

河口議会事務局長 先日、前回の委員会でもお話しさせていただきました議会基本条例の研修会の件についてで。前回のときに、議長にお任せするというような内容でしたし、日程の調整も8月中に行いたいということで私も申し上げたと思っております。その関係もありまして、今回、議長と協議した中で、18日か19日の午前か午後で調整させていただきました。今は100%じゃないんですが、18日の午前中、10時から12時の間、1時間から1時間半では終わりたいなと思うんですが、それを議長と話させていただこうと思っています。それで18日の午前中が有力ということです。その辺で御理解いただければと思っております。よろしくお願ひします。

大井淳一郎委員長 今、局長から、議会基本条例の研修についてありましたが、よろしいですか、これについて。

伊場勇委員 100%じゃないということで、いろいろ御予定があるかと思うんですが、別に公開するわけじゃないですよ、研修です。ただ、これは録画できるんですか。（発言する者あり）来られない議員に対し

て。（発言する者あり）そうです、後から見られるように。

島津議会事務局次長 録音ではなくて、録画ですか。

伊場勇委員 録音はできますよね。録画のほうです。

島津議会事務局次長 皆さん、マイクを使っただけであれば、録画は可能です。  
定点カメラになります。

大井淳一郎委員長 どうですかね、これをどこまでやるか。欠席者が恐らく1人か2人なんですよ。そうですね。録画を見せるのもいいけど、少なくともパワーポイントがあるので、データとしては送れる。資料もあるので、それで分からないことを聞いてもらうというのも一つの手だし、どうなのかな、どこまでフォローアップするかですよ。来られないのは、別に録音だけして、資料だけ提供して、シェアすべきだということだよ。分かりました。録音してもらってことで、どうですか。

河口議会事務局次長 今、録音というお話がありましたので、資料とデータと録音ということで、欠席があった場合は、それで対応させていただこうと思います。お1人、お2人なので、できるだけお話しさせていただきながら調整していただくような方向では一応考えております。すみませんが、そういうことでお願いします。

大井淳一郎委員長 よろしいですか、フォローアップについては。欠席者に対するフォローアップは以上とします。あわせて、基本条例の研修についても以上とします。そのほか、皆さんから、よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

高松秀樹議長 9月定例会が始まって一般質問の締切りもあるんですが、一般質問の通告書の要領、また、一般質問の当日の方法について、議運の中

でもいろいろやってきましたが、前回、6月定例会の一般質問を見ておいて、議運で協議してもらいたいことは、一般質問の通告書の様式の変更をしたらどうかということです。理由は。皆さんもほかの議員の一般質問を聞いておられて、関連質問という名の下に、議題外に及び、更に通告外に入っていくというのが見られたと思います。今の通告書には、一般質問の件名が左側にあって、右に要旨があるんですが、そうならない議員が結構いらっしゃる。執行部もその分は念入りに聞き取りをして、一般質問に臨んでおるんですが、一般市民は、聞き取りをしませんので、全く訳が分からんままに一般質問が繰り広げられる状況になっていることもあるんじゃないかなと思っております。これを議運の中で、詳細に要旨を書いてくれと言っても、過去何年間もずっとこれやってきましたが、すごくよくなっている議員もいらっしゃるんですが、そうじゃない議員もいらっしゃるので、この様式そのものの変更を視野に、多少、議運の中で協議していただきたいと思っております。

大井淳一郎委員長 今、議長からありました、一般質問のことについて共産党議員団から出されておりましたが、あれはあくまでも質問の内容なんです。今、議長が言われるように、要旨に従って質問することも、やっぱり一般質問の改善につながる事なんですよね。ですから、要旨について、なかなかそうですよね、ほんと、書いていないことを質問する人も結構いらっしゃるし、これは議長が言われることとちょっと違うかもしれないませんが、まずはちゃんと通告してから、質問を受けて、それに対して再質問をするのに、通告しないままどんどん再質問する方もいらっしゃったんですよね。だから本当、改善すべきところは、実は結構ありますよね。だから、まず議長がその1丁目1番地として、様式の変更を議論していただきたいということですね。ちょっとこれも、（発言する者あり）そうですか。承知しました。ちょっと、皆さんで持ち帰って、事務局と相談しながら、9月議会からきちっとした形にしたいと思いません。あと、ほかの案件もありますので、また8月中に議運を開きたいと

思いますので、もう盆明けになるかと思いますが、ちょっとそこは議長の言われたことも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、以上ですが、事務局からはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、皆さんもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉じます。お疲れでした。

---

午前 11 時 38 分 散会

---

令和 4 年（2022 年）8 月 2 日

議会運営委員長 大 井 淳一朗